

大人委第58号

令和2年6月26日

松田 幹雄 様

大阪市人事委員会委員長

西村 捷三

裁決書の正本の送付について

平成27年(不)第2号事案について、当委員会は令和2年6月22日付けで裁決を行いましたので、裁決書の正本を送付します。

(教示欄)

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市人事委員会となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、審査請求の対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

平成 27 年（不）第 2 号懲戒戒告処分取消請求事案

裁 決 書

請 求 者	松 田 幹 雄
上記代理人	冠 木 克 彦
”	谷 次 郎
”	櫻 井 聡
”	■■■■■■■■■■
”	■■■■■■■■■■
”	■■■■■■■■■■
”	■■■■■■■■■■
”	■■■■■■■■■■
”	■■■■■■■■■■
処 分 者	大 阪 市 教 育 委 員 会
上記代理人	夏 住 要 一 郎
”	加 古 洋 輔
”	松 井 良 浩
”	原 田 公 寿
”	小 牧 敏 美
”	早 田 保

平成 27 年 7 月 10 日付けで請求者から提出された不利益処分の審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、当委員会は次のとおり裁決する。

主 文

処分者が平成 27 年 5 月 13 日付けで請求者に対し行った懲戒戒告処分は、これを承認する。

事実及び理由

第1 審査請求の趣旨

処分者が平成27年5月13日付けで請求者に対し行った懲戒戒告処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める。

第2 事案の概要

1 処分の内容

処分者は平成27年5月13日付けで請求者に対し、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第29条第1項各号に基づき本件処分を行った。その処分理由は次のとおりであった。

請求者は、同年3月12日に行われた大阪市立中野中学校（以下「当該校」という。）卒業証書授与式（以下「卒業式」という。）における国歌斉唱時において、上司である当該校の校長山本哲哉（以下「山本校長」という。）から受けた再三にわたる職務命令（以下「本件職務命令」という。）、及び大阪市の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例（平成24年大阪市条例第16号。以下「市国旗国歌条例」という。）第4条に反し、起立により斉唱しなかった（以下「本件行為」という。）。

請求者の行為は、地公法第32条が規定する法令等及び上司の職務上の命令に従う義務に違反するとともに、本市職員としての職の信用を著しく傷つけ、学校教育に寄せる生徒・保護者及び市民の信頼を大きく裏切るものであることから、地公法第33条が規定する信用失墜行為の禁止に違反するものであり、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であると言わざるを得ない。

よって、地公法第29条第1項各号に該当するので、本件処分を行う。

2 争点

本件審査請求の争点は、請求者に懲戒処分事由が存すると処分者が判断した事実の存否とその評価及び処分者が請求者を懲戒戒告処分としたことの相当性である。

当事者双方の主張の要旨は次のとおりである。

(1) 請求者に懲戒処分事由が存すると処分者が判断した事実の存否とその評価について

ア 請求者の思想良心の自由の侵害の有無について

[請求者の主張]

(ア) 教職員に国歌斉唱に際して起立斉唱を義務づける市国旗国歌条例及び当該条例を根拠として発せられた本件職務命令は、憲法第 19 条が保障する思想良心の自由を侵害するものである。

(イ) 処分者は、大阪府立学校の教職員にかかる事案であり、大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例（平成 23 年大阪府条例第 83 号。以下「府国旗国歌条例」という。）が問題となった大阪地方裁判所（以下「大阪地裁」という。）判決（平成 27 年 12 月 21 日）（乙第 14 号証）を援用し、市国旗国歌条例を正当化する。

しかしながら、府国旗国歌条例の目的が愛国心の高揚と服務規律の厳格化であるのに対し、市国旗国歌条例は、目的が愛国心教育に純化されていることに大きな特徴がある。

したがって、市国旗国歌条例は、愛国心の高揚を目的として国歌斉唱を強制しているため、思想良心の自由に対する直接的制約であり、明白に憲法に違反する。

(ウ) 処分者は、最高裁判所（以下「最高裁」という。）判決（平成 23 年 6 月 14 日第三小法廷判決）等を引用し、起立斉唱を命ずる本件職務命令が思想及び良心の自由を侵すものとして憲法第 19 条に違反するものではないと主張する。

しかしながら、本件職務命令は市国旗国歌条例及び大阪市職員基本条例（平成 24 年大阪市条例第 71 号。以下「職員基本条例」という。）の下で発せられたものであり、市国旗国歌条例は、職員基本条例に基づく免職処分による威嚇を用いて教職員に対して国歌斉唱の際の起立斉唱を強制しつつ、起立斉唱を拒否する教職員を排除する目的を有している。したがって、最高裁判決（平成 23 年 6 月 14 日第三小法廷判決）等とは事案を異にし、国歌斉唱の際の起立斉唱行為は慣例上の儀礼的な所作とは言えず、本件職務命令は、請求者の思想良心の自由を

直接的に制約する。

(i) 市国旗国歌条例は、その目的として、公権力である国政に対して自らの権威の源泉である国民が敬愛及び忠誠を行うようにすることにあるが、国民と国政の地位が逆転し背理となるため、その目的が正当ではない。また、仮にその目的が不当なものではないとしても、子どもの愛国心及び郷土愛を育てるため、教職員に君が代起立斉唱を義務付けることは、その目的と手段に合理的関連性がなく、請求者の思想良心の自由を制限するから憲法第 19 条に違反する。

(ii) 処分者は、混乱のない卒業式を挙行することを目的として本件職務命令を発したのとしているが、請求者の不起立によって行事進行の混乱は生じていなかった。したがって、本件職務命令は、目的としている事実の基礎を欠いて発せられたものであるから、当該目的は請求者の思想良心の自由を制約する正当な目的とはならないにもかかわらず、当該目的によって請求者の思想良心の自由を侵害している。

[処分者の主張]

(i) 最高裁判決（平成 24 年 1 月 16 日第一小法廷判決）及び同判決が引用する多数の最高裁判決により、「国歌斉唱の際に起立して斉唱すること」を命ずる職務命令に従わなかったことを理由とする戒告処分が「裁量権の範囲を超え又はこれを濫用するものとして違法であるとはいえない」とされていることからして、これらの条例が憲法に違反するものではないことは明らかである。

(ii) 市国旗国歌条例及び府国旗国歌条例のいずれにおいてもその目的として第 1 条に「この条例は、国旗及び国歌に関する法律（平成 11 年法律第 127 号。以下「国旗国歌法」という。）、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）及び学習指導要領の趣旨を踏まえ、本市（府）の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱について定めることにより、市民（府民）、とりわけ次代を担う子どもが伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する意識の高揚に資するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」が定められているところ、府国旗国歌条例において、上記の目的以外

に「服務規律の厳格化」が挙げられていることは、むしろ、国歌の起立斉唱についていえばこれをより確実にするためのものというべきであって、この目的が入ったことから、前段の目的が薄まるというような関係にあるものではない。

したがって、大阪地裁判決（平成 27 年 12 月 21 日）（乙第 14 号証）の判決文から、「服務規律の厳格化を目的として」という部分を省いても同判決の結論や理由付けが何ら変わるものではないことは明らかであって、そのまま市国旗国歌条例にも当てはまるのであるから、処分者が本件において同判決を援用することは何ら支障がない。

(ウ) 市国旗国歌条例及び職員基本条例の目的は、それぞれの第 1 条に記載されているとおりであって（乙第 8 号証及び乙第 12 号証）、請求者の主張するような目的を持つものではない。したがって、両条例及びそれに基づく職務命令も憲法第 19 条に違反するものではないのであるから、本件は最高裁判決（平成 23 年 6 月 14 日第三小法廷判決）と何ら前提を異にするものではない。

(イ) 市国旗国歌条例の目的は、上記のとおりのものであり、これは国旗国歌法や学習指導要領の趣旨を踏まえたものに過ぎないのであるから、これらの法令の存在を前提とした最高裁判決（平成 23 年 6 月 14 日第三小法廷判決）などで述べられているとおり、起立斉唱の職務命令には、必要性及び合理性が認められ、違憲違法でないことは、本件においても変わりはない。

イ 児童生徒の思想良心の自由の侵害の有無について

[請求者の主張]

市国旗国歌条例及びそれに基づく本件職務命令により、教職員に対して国歌斉唱の際に起立斉唱を強制することは、児童生徒に一方的な観念を植え付けるものであり、児童生徒の思想良心の自由を侵害する。

[処分者の主張]

式典時の起立斉唱に関し、「本件通達（本件実施指針）に基づいて国旗・国歌の指導を行うことが、児童・生徒の思想及び良心の自由又は信教の自由を侵害するという関係にあるということとはできない」（東京高等

裁判所（以下「東京高裁」という。）判決（平成 24 年 10 月 31 日）（乙第 13 号証の 2）と判示されているとおり、本件職務命令は児童生徒の思想良心の自由を侵害するものではない。

ウ 教師の教育の自由の侵害の有無について

[請求者の主張]

本件職務命令は、「君が代」を国歌として盲目的に敬愛させるという「刷り込み式愛国心教育」を行うもので、公権力による不当な介入であり、かつ、過去の「君が代」の歴史的役割を重視し、「君が代」起立斉唱を強制することに反対する思想をもつ教職員に対しても、一律に「君が代」起立斉唱を強制し、「君が代」に批判的な姿勢を取ることは許されず敬意を表明しなければならないという一方的な観念を子供に植え付けるような内容の教育方法を教職員に対し強いるものであるから、教職員の教育の自由を侵害するものである。

[処分者の主張]

東京高裁判決（平成 24 年 10 月 31 日）（乙第 13 号証の 2）が判示するとおり、「国旗・国歌を尊重することが国際慣習となっていることは周知の事実であることに加え…卒業式等における起立斉唱等は、儀式的行事において、都立学校職員という社会的な立場にある者として通常想定される行動であり、教職員の教育上の信念等を否定したり、特定の思想や観念と結び付くものであると評価することはできないから、本件通達及び本件各職務命令によって卒業式等における起立斉唱等を教師に対して義務付けることが、教師に対し、一方的な見解や観念を児童・生徒に教授したり、植え付けたりすることを強制し、教師に認められた指導上の裁量を不当に制約するものということとはできない」のであるから、本件職務命令は、教師の教育の自由を侵害することにはならない。

エ 国民主権原理及び憲法尊重擁護義務に違反するか否かについて

[請求者の主張]

国歌「君が代」を起立斉唱させることは、天皇主権を礼賛させることと同様で、憲法の基本原理である国民主権原理に反する行為をさせるものであり、公務員の憲法尊重擁護義務（憲法第 99 条）と矛盾するもの

である。

[処分者の主張]

東京高裁判決（平成 27 年 5 月 28 日）（乙第 13 号証の 1）が判示する
とおり、「日本国憲法は、…象徴天皇制を大前提としているものである
から、…国歌である『君が代』が天皇制と密接に関連するものであるこ
となどの理由で、公立学校における卒業式等の式典において国歌を斉唱
することを禁止しているものではないことは明らか」であり、天皇主権
を礼賛するものでなければ、国民主権原理に反する行為を強制するもの
でもない。

オ 市国旗国歌条例の条例制定権にかかる違憲・違法性の有無について

[請求者の主張]

国旗国歌法の目的は、制定時の社会状況及び政府答弁書から、単に
国旗が「日の丸」であること、国歌が「君が代」であることのみを定
めるもので、国旗国歌法についていかなる規制をも施すことなく放置す
べきものとする趣旨であるにもかかわらず、市国旗国歌条例は、国旗
国歌について具体的な義務を課しており、国旗国歌法の「法律の範囲
内」（憲法第 94 条）とはいえず違憲・違法である。

[処分者の主張]

国旗国歌法は日本における旧来の習慣を法文化したものであるから、
国歌斉唱の際には起立するという日本における旧来の習慣を条例化す
ることはむしろ、同法の趣旨に添うものというべきである。

カ 懲戒事由該当性について

[請求者の主張]

(7) 処分者は、請求者の処分理由として、①上司の職務上の命令に従う
義務に違反する、②大阪市職員としての職の信用を大きく傷つけ、学
校教育に寄せる生徒・保護者及び市民の信頼を大きく裏切る信用失墜
行為に該当する、としている。しかし、以下の通り、懲戒事由は存在
しない。

(i) 本件職務命令は、教育の本質に反するものであり、また憲法の国民
主権原理、思想良心の自由、学習権・教育の自由にそれぞれ反するも

のであるから、およそ違法なものである。

職務命令に従う義務については、当然ながらその職務命令の適法性が問題となるのであり、違法な職務命令についてはそれに従う義務はおよそ観念し得ない。

(ウ) (イ)の通り、本件職務命令は違法であり、違法な命令に従わなかったことによって職の信用が傷つくことなど有り得ない。

さらに、処分者は請求者の本件行為が学校教育に寄せる生徒・保護者・市民の信頼を大きく裏切るというが、請求者の本件行為は、消極的に起立しないというだけのものであり、実際に卒業式の進行に何らの影響も与えていなかった。従って、そのような行為により生徒からの信用が失墜することなど有り得ない。

(エ) 以上の通り、請求者の行為は職務命令に従う義務違反にも信用失墜行為にもならないのであり、懲戒事由は不存在である。

[処分者の主張]

(ア) 市国旗国歌条例第4条は、学校の行事において行われる国歌の斉唱について教職員に起立により斉唱を行うことを規定している。また、本件において山本校長は、請求者を含む教職員に対して、平成27年1月23日付「卒業式及び入学式における国旗掲揚・国歌斉唱について」(乙第4号証)を提示・配付のうえ、同年2月18日及び同年3月9日の職員朝礼において、国歌斉唱時に起立により斉唱するよう職務命令を発した。さらに、山本校長は、請求者に対して、同年3月10日に教頭同席のもと、国歌斉唱時の起立及び斉唱の職務命令を文書(乙第5号証)で発した。しかしながら、請求者は、同月12日に行われた卒業式において、起立及び国歌斉唱をせず、この点について、請求者は、その理由が体調不良にあったわけではないことを認めている。以上の行為は、市国旗国歌条例及び職務上の命令に反するものであり、地公法第32条に反することは明らかである。

また、公務員たる請求者が地公法、市国旗国歌条例、職務命令に反する行為を行うことが、市民の公務に対する信頼や品位を損なうものであることは明らかである。のみならず、教師である請求者が、

卒業式という生徒の節目となる行事において、生徒・保護者・来賓らの前で、条例及び職務命令に反する行為を公然と行うことは、卒業式における秩序や雰囲気を一定程度損なう作用をもたらすとともに、いまだ成長過程にあって判断能力が未熟な生徒への影響も伴うものであったことは明らかである。そのため、請求者の上記行為は、職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となる行為であり、地公法第 33 条に反することも明らかである。したがって、請求者の行為は、地公法第 29 条第 1 項第 1 号の懲戒処分事由に該当する。

(イ) 請求者の行為は、法令及び上司の職務上の命令に従う義務（地公法第 32 条）並びに信用失墜行為禁止（地公法第 33 条）に違反している。したがって、請求者の行為は、地公法第 29 条第 1 項第 2 号の懲戒処分事由に該当する。

(ロ) 請求者は、法令違反行為を行い、当該行為によって生徒に悪影響を及ぼし、市民、特に保護者の公務に対する信頼を損なった。これらが、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行に該当することは明らかである。したがって、請求者の行為は、地公法第 29 条第 1 項第 3 号の懲戒処分事由に該当する。

(2) 処分者が請求者を懲戒戒告処分としたことの相当性について

ア 本件処分の裁量権の逸脱又は濫用の有無について

[請求者の主張]

(7) 処分者は、請求者の処分を決するに当たり、「君が代」職務命令違反にかかる最高裁判決（平成 24 年 1 月 16 日第一小法廷判決）等の一連の最高裁判決を参照している。しかし、これら一連の最高裁判例は東京都の事例であり、大阪市においては、市国旗国歌条例と職員基本条例が存在するため、最高裁が過去に判断した東京都と比較して、戒告がより重い処分であるといえる。

(イ) 職員基本条例を前提とした場合、大阪市の卒・入学式における国歌斉唱時の不起立の職務命令違反を理由に懲戒処分を行うということは、それが戒告処分であったとしても将来的な免職までの 3 分の 1 に相当するのであり、重い処分である。また、職員基本条例の同一職務命令

違反3回で分限免職とする制度が実際的には卒・入学式における国歌斉唱時の不起立を狙い撃ちにするものであることをも考えると、最高裁の判例とは状況が異なり、軽々に裁量権の範囲にあると即断することはできない。

[処分者の主張]

(7) 市国旗国歌条例と職員基本条例が存在することによって、最高裁が過去に判断した事案と比較して、本件戒告処分がより重い処分であるということにはならず、裁量権の逸脱濫用はない。

(1) 職員基本条例を前提としたとしても、最高裁判例の事案と本件とで、戒告処分の程度が異なることはないのであるから、最高裁判例と本件とで状況が異なるということにはならない。

イ 本件処分に至る手続の違法性の有無について

[請求者の主張]

(7) 大阪市教育委員会事務局（以下「市教委事務局」という。）の処分案の策定にあたって、請求者が事前に提出していた上申書及び上申書（2）（乙第7号証）については、内容が独自であると判断した理由及び不起立を正当化する事情がないと判断した理由が全く不明である。通常の公務員の懲戒処分において、非違行為とされる行為に至った経緯や動機、また請求者が主張する事実の存否について検討を行った上で、処分案を策定するものであるが、市教委事務局は、請求者が主張する教育現場の問題の存否、請求者が主張する事実の存否の調査を行わず、理由不明で、請求者の主張を斟酌することなく処分を行っている。したがって、市教委事務局の処分案は、考慮すべきことを考慮せずに策定されたものであるから、裁量を逸脱したもので違法である。

(1) 大阪市人事監察委員会は、部会として教職員分限懲戒部会を設置し、大阪市人事監察委員会議事運営要綱（以下「運営要綱」という。）（甲第9号証）の定めによると、同部会において「懲戒処分を行うか否かの決定」がなされなければならない。しかしながら、平成27年4月17日に開かれたという平成27年度第2回教職員分限懲戒部会（以下「分限懲戒部会」という。）について、同部会が開催された旨の記録（以

下「会議録」という。) (甲第1号証) が存在し、その記録は開催された日時、場所、出席者、議題、議事要旨の各項目の記載はあるものの、議題に対して、いかなる議論があり、いかなる議事がなされたのか記載がなく、会議が開催されたか否か、明確ではない。また、分限懲戒部会で「懲戒処分を行うか否かの決定」がなされた事実を示す証拠は存在しない。さらに、運営要綱に基づくと、「その処分内容の決定にあたっての意見具申」が定められているが、その意見具申がなされたという証拠も存在しない。以上、明らかに本件懲戒処分を行うために定められた大阪市条例、規則に則った手続がなされておらず、懲戒処分決定手続は無効である。

(ウ) 平成27年第11回教育委員会会議(以下「教育委員会会議」という。)について、平成27年5月12日に開催されているが、議案114号「職員の人事について」が上程されていて、請求者の人事の議題が上程されている(甲第2号証)。

議案の上程に当たって井上省三教務部長が「起立斉唱の職務命令に関しては、同様の不起立行為に対する事案において、平成23年6月の最高裁判決では職務命令は思想信条の自由を侵害するとは言えないとされており、平成24年1月の最高裁判決では戒告処分は裁量の範囲内と判断されている。なお、当該教諭が提出した上申書には当該教諭の主張が記載されているが、処分にあたり斟酌する内容は含まれていない。」と述べている。

しかし、分限懲戒部会に関する忍証人の証言にもあるように、請求者の主張が「独自のものである」と判断したのみで、いかなる理由で独自のものであるのか、その他の請求者が不起立に至った経緯について事実の調査をせず、また処分の量定に当たり斟酌しなかった理由が一切不明である。

そうすると、分限懲戒部会において、本件処分案について十分な討議が行われていないことが明白で、同会が開催されたのかも疑わしい状況であるところ、この点について5月12日の教育委員会会議で、忍証人は、「分限懲戒部会では、事務局が準備した資料等により当該教諭

の主義主張については認知・理解されましたが、それについては懲戒処分の判断には影響しないので、直接会って話を聞く必要はないと判断されております。」と述べている。

これらの忍証人の発言を考慮した上で、大森不二雄委員長は、「それでは、処分についての審議といたしましては、当該教諭は様々な主張を展開されているけれども、法的には最高裁判例もあり、国の法令及び大阪市の条例等に基づいて行われた起立による国歌斉唱の職務命令について違法性は認められず、過去の国歌斉唱時の不起立事案での処分例もあり、今般も処分することが妥当ということ覆すものは当該教諭が提出した上申書や団体からの要請書等様々な書類を見てもそれを覆すような根拠はないこと、処分の量定につきましては、最高裁判例を踏まえれば処分を行う場合は戒告が妥当ということになりますね。」と判断し、本件処分に至っているが、上記のような杜撰な手続によってなされた処分決定は無効である。

(I) 請求者が本件行為をあえて行った理由は、生徒に対して「日の丸」や「君が代」についてのその内容の意義の教育なしに、ただ起立斉唱を命ずるといえば「調教教育」ともいうべき教育方針が誤っていることを主張している。

そうすると、請求者がなした行為について、判例等にあらわれた思想良心の自由の問題だけではなく、教員としての職務にかかわる教育の本質に基づく主張であるかどうかについても処分者は斟酌すべきであった。

その資料として、請求者本人は、「上申書」「上申書(2)」を提出していることから、同書に記載されている教育の本質的問題の有無等について請求者から口頭で事情聴取を行い、弁明を行う機会を与え、質疑応答にも応じる手続が必要であった。

にもかかわらず、処分決定過程ではこの請求者の主張内容については一切検討もなく、したがって、教育行政機関にふさわしい判断もなく、ただ、形式的審査を行ったに過ぎず、この全過程は、請求者に「弁明の機会」を与えたことにならない瑕疵ある手続である。

[処分者の主張]

(7) 請求者は会議要旨（甲第1号証及び乙第10号証）に会議の内容が記載されていないことを問題視するが、会議要旨としては、これで十分であり、同記載から会議が開催されたことは明確である。また、運営要綱第3条第2項（2）（甲第9号証）では、懲戒処分にあたって、分限懲戒部会が「懲戒処分を行うか否かの決定」をすることとはなっていない。懲戒処分を行うか否かの決定及びその量定の決定は任命権者（大阪市教育委員会（以下「市教委」という。））が行うものであって、人事監察委員会は、これらの決定にあたって意見を述べる機関に過ぎず、「懲戒処分を行うか否かの決定」を行う機関ではない。そして、分限懲戒部会は甲第1号証及び乙第10号証のとおり平成27年4月17日に開催されており、本件で問題となっている請求者による職務命令違反事案について処分の要否及びその量定の妥当性について検討を行い、本件において戒告処分が相当であること、市国旗国歌条例やそれに基づく職務命令が違法であるとは言えないこと及び事務手続や校長の行為について本件における処分に影響を与える瑕疵があるとは言えないことについて審議判断し、市教委はこれを人事監察委員会から意見として聴いた上で本件戒告処分を行っているのだから職員基本条例第30条第1項で求められる手続を経たといえる。

(イ) 上申書には、請求者が本件職務命令を違法と考える理由が縷々述べられているが、処分者としては、最高裁判例なども踏まえた上で本件職務命令は違法なものではないと判断している。請求者の主張は最高裁判例などに基づくものではなく、上記判断を覆すほどの根拠をもつものではないので、「斟酌する内容は含まれていない」と記載されている。

(ウ) 「地公法上職員に対する懲戒処分をするにあたって告知と聴聞の手続を要する旨の規定はないから、控訴人（処分者）のする懲戒処分にあたって、被処分者に対し告知と聴聞の手続が常に権利として保障されているものと解することはでき」（名古屋高等裁判所判決（平成9年7月25日）、括弧内は処分者が記載した）ないとされており、口頭で

弁明する機会が与えられなかったとしても違法ではない。

また、平成 27 年 3 月 16 日の事情聴取の場が弁明の場である旨は、市教委事務局から請求者にも告げており、実際、上申書(2)(乙第 7 号証)の 2 行目から 3 行目にかけて「3 月 16 日の事情聴取の場が弁明の場でもあるということで、その場に上申書を提出しています」と記載されていることから、請求者も同日の事情聴取の場が弁明の機会を与える場であるということ認識していたことは明らかである。さらに、請求者は実際に上申書を 2 通提出し(乙第 7 号証)、市教委はこれを受け取っている。以上のように、請求者には本件戒告処分に対して弁明する機会が与えられているといえる。

第 3 認定事実

当事者の主張及び証拠より、以下の事実が認められる。

1 請求者について(甲第 11 号証及び請求者本人尋問)

請求者は、平成 26 年 4 月から平成 28 年 3 月まで当該校に在籍し、平成 26 年度は 3 年生の担任であった。

2 卒業式における国歌斉唱時の不起立行為までの経緯について(甲第 3 号証、甲第 11 号証、乙第 1 号証ないし乙第 5 号証、乙第 7 号証、乙第 18 号証、山本証人尋問及び請求者本人尋問)

(1) 市国旗国歌条例が施行された平成 24 年 2 月 29 日付けで、各校園長に対し、卒業式等式典の際、国旗掲揚及び国歌斉唱を適切に実施するよう求める旨の教育長名の通知文(以下「通知①」という。)(乙第 1 号証)が発出された。通知①の第 3 項では、「児童生徒に国旗・国歌を尊重する態度を育てる立場にある教員が、学習指導要領に基づき国歌を歌えるよう指導するとともに、自らも起立して国歌を斉唱することが、教育の効果を高める大切な事項であることから、まずは自ら起立するよう粘り強く指導を行うこと。」と、第 4 項では、「なお前項の指導に従わない場合においては、市条例に反する状態とならないように、職務命令を行うこと。」と記載されている。

旨は、
〔乙第7
が弁明
〕と記
の機会
ある。さ
教委はこ
に対し

(2) 平成25年2月21日付けで、各校園長に対し、卒業式等式典の際、国旗掲揚及び国歌斉唱を適切に実施するよう求める旨の教育長名の通知文（以下「通知②」という。）（乙第2号証）が発出された。通知②の第2項では、「児童生徒に国旗・国歌を尊重する態度を育てる立場にある教員が、学習指導要領に基づき国歌を歌えるよう指導するとともに、自らも起立して国歌を斉唱することが、教育の効果を高める大切な事項であることを教員に周知すること。」と、第3項では、「市条例第4条は、市立学校の行事において行われる国歌の斉唱について教職員に起立により斉唱を行うことを規定したものであり、行事において行われる国歌斉唱の際に起立しないことは、市条例に反する行為となる。卒業式及び入学式等における国歌斉唱にあたっては、式場内のすべての教職員は起立して斉唱するよう校園長より職務命令を行うこと。」と記載されている。

また、同内容の通知文が平成26年2月6日付け及び平成27年1月23日付け（以下「通知③」という。）（乙第3号証及び乙第4号証）で発出された。

平成26
3号証、
号証、山
園長に対
よう求め
が発出
態度を育
指導する
高める大
を行うこ
は、市条
されてい

(3) 平成27年2月2日、請求者は、国旗・国歌について請求者の考えを記載した資料（乙第7号証資料1及び資料2）を山本校長に手渡し、卒業式で起立斉唱しない旨述べた。

(4) 同月5日、請求者は、山本校長の指導に対し、不起立を理由に処分されたら異議申立てをする旨述べた。

(5) 同月16日、山本校長は、通知③を校務支援パソコンの連絡掲示板に掲載して回覧した。また、同日、請求者は山本校長に対し、「2015.1.23 大阪市教育長通知（別紙）についての学校長への質問」（乙第7号証資料3）を渡し、同月17日の職員会議で回答するよう求めた。

(6) 同月17日、請求者は、山本校長に対し、上記質問について回答を求めたところ、山本校長は、場を改めて回答する旨述べた。

(7) 同月18日、職員朝礼において、山本校長は全教職員に対し、卒業式における国歌斉唱時の起立及び斉唱の職務命令を発した。

(8) 同月23日、請求者は山本校長に対し、「大阪市教委国旗・国歌通知に関する質問への学校長回答（2.18）に対する再質問」（乙第7号証資料5）を

渡し、再質問に回答するよう求めた。

(9) 同年3月6日、山本校長は請求者に対し、通知③を交付したうえで、卒業式における国歌斉唱時に起立・斉唱するよう求めるところ、請求者は、不当な職務命令には従えず、処分されれば異議申立てしたい旨述べた。

(10) 同月9日、職員朝礼において、当該校の教頭大野順之が通知③を全教職員の机上に配布したうえで、山本校長は全教職員に対し、卒業式における国歌斉唱時の起立及び斉唱の職務命令を発したところ、請求者は、職務命令が発出されたことは認識しているが、不起立が混乱にはつながるとは思わない旨述べた。

(11) 同月10日、山本校長は請求者に対し、請求者を名宛人とする職務命令書(乙第5号証)を交付したうえで、卒業式等式典における国歌斉唱時に起立・斉唱するよう求めたところ、請求者は、自らの考えを変えるつもりはない旨述べた。

(12) 同月11日の卒業式前日の職員打合せ及び12日の職員朝礼において、山本校長は混乱のない卒業式をお願いする旨述べた。

3 卒業式における国歌斉唱時の本件行為について(甲第3号証、甲第11号証、乙第18号証、山本証人尋問及び請求者本人尋問)

平成27年3月12日、当該校の卒業式において、請求者は開式の号令の際に一旦起立したが、司会が国歌斉唱の号令を発したところで着席した。

4 関係法令等について(甲第7号証、甲第9号証、乙第8号証、乙第11号証及び乙第12号証)

(1) 府国旗国歌条例

(目的)

第一条 この条例は、国旗及び国歌に関する法律(平成十一年法律第二百二十七号)、教育基本法(平成十八年法律第二百十号)及び学習指導要領の趣旨を踏まえ、府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱について定めることにより、府民、とりわけ次代を担う子どもが伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する意識の高揚

に資するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと並びに府立学校及び府内の市町村立学校における服務規律の厳格化を図ることを目的とする。

(国歌の斉唱)

第四条 府立学校及び府内の市町村立学校の行事において行われる国歌の斉唱にあつては、教職員は起立により斉唱を行うものとする。ただし、身体上の障がい、負傷又は疾病により起立、若しくは斉唱するのに支障があると校長が認める者については、この限りでない。

2 (略)

(2) 市国旗国歌条例

(目的)

第1条 この条例は、国旗及び国歌に関する法律（平成11年法律第127号）、教育基本法（平成18年法律第120号）及び文部科学省が定める学習指導要領の趣旨を踏まえ、本市の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱について定めることにより、市民、とりわけ次代を担う子どもが伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する意識の高揚に資するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことを目的とする。

(国歌の斉唱)

第4条 市立学校の行事において行われる国歌の斉唱にあつては、教職員は起立により斉唱を行うものとする。ただし、身体上の障害、負傷又は疾病により起立し、又は斉唱するのに支障があると校長が認めるものについては、この限りでない。

(3) 職員基本条例

(懲戒の基準)

第28条 任命権者は、別表非違行為の類型欄に掲げる非違行為（職員が法第29条第1項各号のいずれかに該当することとなる行為をいう。以下同じ。）の類型に応じ、同表懲戒処分の種類欄に定める懲戒処分の種類のう

ちから、職員が行った非違行為の動機及び態様、公務内外に与える影響、当該職員の職責、当該非違行為の前後における当該職員の態度等を総合的に考慮して、1の種類 of 懲戒処分（懲戒処分の種類が1である場合にあっては、当該種類の懲戒処分）を行うものとする。

2-8 (略)

別表（一部抜粋）

項番号	非違行為の類型	懲戒処分の種類
11	職務命令違反行為により、公務の運営に支障を生じさせること	減給又は戒告

(懲戒の手続)

第30条 任命権者は、懲戒処分を行うか否かの決定及びその量定の決定に当たっては、第63条の規定による大阪市人事監察委員会（以下「人事監察委員会」という。）の意見を聞かなければならない。

2-5 (略)

(職務命令違反に対する分限処分)

第43条 (略)

2-4 (略)

5 任命権者は、前項の規定による措置を受けた職員になお職務命令違反行為があった場合であって、当該職員による職務命令違反行為の累計が5回となる時又は同内容の職務命令違反行為の累計が3回となる時は、第33条第1項並びに第34条第3項及び第4項に規定にかかわらず、法第28条第1項第3号に該当するものとして、当該職員を分限処分として免職することができる。

6 (略)

(4) 運営要綱

(部会)

第2条 委員会に、次の部会を置く。

(1) (略)

第4

の

1

に

(1)

の影響、
等を総合
る場合に

(2) 教職員分限懲戒部会

(3) (略)

(審議事項)

第3条 委員会は、大阪市職員基本条例（平成24年大阪市条例第71号。以下「条例」という。）第55条の規定により委員会が所掌する事務のうち、委員長が特に重要と認めるものについて調査審議する。

2 前条の部会は、次の事務（前項の規定により委員会が所掌する事務を除く。）を所掌する。

(1) (略)

(2) 教職員分限懲戒部会

教職員の分限処分、懲戒処分を行うか否かの決定及びその処分内容の決定にあたっての意見具申その他必要な事項に関する調査審議

(3) (略)

の種類

戒告

の決定に

「人事監

第4 当委員会の判断

当委員会は、前記第3の認定事実及び争点について各証拠に基づき、審理の全趣旨を総合して、以下のとおり判断する。

1 請求者に懲戒処分事由が存すると処分者が判断した事実の存否とその評価について

(1) 市国旗国歌条例及び本件職務命令について

ア 請求者の思想良心の自由の侵害の有無について

請求者は、教職員に国歌斉唱に際して起立斉唱を義務づける市国旗国歌条例及び当該条例を根拠として発せられた本件職務命令は、憲法第19条が保障する思想良心の自由を侵害するものである旨主張している。しかしながら、最高裁判決（平成23年6月14日）において、国歌の起立斉唱行為は、学校の儀礼的行事における慣例上の儀礼的な所作として外部からも認識されるものであって、特定の思想又はこれに反対する思想の表明として外部から認識されるものと評価することは困難であること、また、国歌の起立斉唱の職務命令は、特定の思想を持つことを強制したり、これに反対する思想を持つことを禁止したりするものではなく、特

命令違反

の累計が

なるとき

ならず、

処分とし

定の思想の有無について告白することを強要するものとも言えないことなどが判示されている。そして、かかる起立斉唱行為は、教員が日常担当する教科等や日常従事する事務の内容それ自体には含まれないものであって、一般的、客観的に見ても、国旗及び国歌に対する敬意の表明の要素を含む行為であるということができ、そうすると、自らの歴史観ないし世界観との関係で否定的評価の対象となる「日の丸」や「君が代」に対して敬意を表明することには応じ難いとする者が、これらに対する敬意の表明を含む行為を求められることは、その行為が個人の歴史観ないし世界観に反する特定の思想の表明に係る行為そのものではないとはいえ、個人の歴史観ないし世界観に由来する行動（敬意の表明の拒否）と異なる外部的行為（敬意の表明の要素を含む行為）を求められることとなり、それが心理的葛藤を生じさせ、ひいては個人の歴史観ないし世界観に影響を及ぼすものと考えられるのであって、これを求められる限りにおいて、その者の思想及び良心の自由についての間接的制約となる面がある。かかる間接的制約は、個人の歴史観あるいは世界観に由来する行動の実行又は拒否という外部的行動に対する制限が必要かつ合理的である場合には、許容され得るというべきである。当該職務命令が個人の思想及び良心の自由についての間接的な制約となる面があると判断される場合にも、職務命令の目的及び内容には種々のものが想定され、また制約の態様も、職務命令の対象となる行為の内容及び性質並びにこれが個人の内心に及ぼす影響その他の事情に応じて様々であるといえる。したがって、このような間接的制約が許容されるか否かは、職務命令の目的及び内容並びに上記の制限を介して生ずる制約の態様等を総合的に較量して、当該職務命令に上記の制約を許容し得る程度の必要性及び合理性が認められるか否かという観点から判断するのが相当であるとされている。この点、その職務命令は、学校教育の目標や卒業式等の儀式的行事の意義、あり方等を定めた関係法令等の諸規定の趣旨に沿って、地方公務員の地位の性質及びその職務の公共性を踏まえ、生徒等への配慮を含め、教育上の行事にふさわしい秩序を確保するとともに式典の円滑な進行を図るものであり、当該教職員の思想及び良心の自由についての

間接的制約となる面はあるものの、これを許容し得る程度の必要性及び合理性が認められるとされている。

また、府国旗国歌条例下においても、当該条例に基づく卒業式の国歌斉唱の際に起立斉唱すること等を命じた職務命令について、下級審（大阪高等裁判所判決令和元年5月23日）において、思想良心の自由を侵害し憲法第19条に違反するものではない旨の判断がなされ、最高裁において上告が棄却されている。

これらの最高裁における判示内容を踏まえれば、市国旗国歌条例に基づく本件職務命令についても、思想及び良心の自由を定めた憲法第19条に違反するものとは認められない。

また、請求者は、市国旗国歌条例の目的は、府国旗国歌条例の目的が愛国心の高揚と服務規律の厳格化にあるのに比べて、愛国心教育に純化されていることが大きな特徴であるとし、市国旗国歌条例により愛国心の高揚を目的として国歌斉唱を強制するから、思想良心の自由に対する直接的制約であり、明白に憲法に違反すると主張する。

さらに、本件職務命令は市国旗国歌条例及び職員基本条例の下で発せられたものであり、市国旗国歌条例は、職員基本条例による免職処分による威嚇を用いて教職員に対して起立斉唱を強制しつつ、国歌斉唱の際の起立斉唱を一律に強制することについて否定的評価をもつ教職員を排除する目的を有しており、最高裁判例とは事案を異にし、国歌斉唱の際の起立斉唱行為は慣例上の儀礼的な所作とは言えず、請求者の思想良心の自由を直接的に制約すると主張する。

加えて、請求者は、市国旗国歌条例は、その目的として、公権力である国政に対して自らの権威の源泉である国民が敬愛及び忠誠を行うようにすることにあるが、国民と国政の地位が逆転し背理となるため、その目的が正当ではない。また、仮にその目的が不当なものではないとしても、子どもの愛国心及び郷土愛を育てるため、教職員に君が代起立斉唱を義務付けることは、その目的と手段に合理的関連性がなく、請求者の思想良心の自由を制限するから憲法第19条に違反すると主張する。

しかしながら、上記の最高裁判決を踏まえると、内面的な心情は別と

して、卒業式等の儀式において国歌斉唱における起立斉唱行為自体については、一般的客観的にみて、慣例上の儀礼的な所作と考えられる。したがって、請求者の主張は認められない。

さらに、請求者は、本件職務命令が、混乱のない卒業式を挙げることを目的として発せられたものであるところ、請求者の不起立によって行事進行の混乱は生じておらず、目的としている事実の基礎を欠いているのに、当該目的により請求者の思想良心の自由を侵害している旨主張している。しかしながら、請求者が起立斉唱しなかったことにより、学校の儀式的行事としての式典の秩序や雰囲気と一定の影響を与えたことは否定し難く、請求者の主張を採用することはできない。

イ 児童生徒の思想良心の自由の侵害の有無について

請求者は、市国旗国歌条例及びそれに基づく本件職務命令により、教職員に対して国歌斉唱の際に起立斉唱を強制することは、児童生徒に一方的な観念を植え付けるものであり、児童生徒の思想良心の自由を侵害する旨主張している。しかしながら、市国旗国歌条例及びそれに基づく本件職務命令は、教職員に対してその服務に関して発せられたものであって、児童生徒に向けられたものではなく、児童生徒に対してなんらの義務を課し、命ずるものではないため、請求者の主張は認められない。

ウ 教師の教育の自由の侵害の有無について

請求者は、本件職務命令により、教職員に対して国歌斉唱の際に起立斉唱を強制することは、生徒に対し国旗国歌によって象徴される国家それ自体に対する敬意の表明を自然なものとする刷り込み式愛国心教育を行うことを強いるものであるとし、本件職務命令及び市国旗国歌条例は、憲法第23条が保障する教育の自由を侵害し、あるいは教育基本法が禁ずる教育に対する不当な支配に当たるものとして違法である旨主張している。しかしながら、上記アで引用した最高裁判決を踏まえれば、卒業式等の儀式における国歌斉唱の際の起立斉唱行為は、これら式典における慣例上の儀礼的な所作としての性質を有するにすぎず、請求者の主張は認められない。

エ 国民主権原理及び憲法尊重擁護義務に違反するか否かについて

請求者は、国歌を起立斉唱させることは、天皇主権を礼賛させることと同様で、憲法の基本原理である国民主権原理に反する行為をさせるものであり、公務員の憲法尊重擁護義務（憲法第99条）と矛盾する旨主張している。しかしながら、上記アで引用した最高裁判決を踏まえれば、卒業式における起立斉唱行為は、これらの式典における慣例上の儀礼的な所作としての性質を有するにすぎないものであり、国民主権原理及び憲法尊重擁護義務に反するものとは認められない。

オ 市国旗国歌条例の条例制定権にかかる違憲・違法性の有無について

請求者は、国旗国歌法の目的は、制定時の社会状況及び政府答弁書から、単に国旗が「日の丸」であること、国歌が「君が代」であることのみを定めるもので、国旗国歌について規制を施すことなく放置するのが趣旨であるのに、市国旗国歌条例は、国旗国歌について具体的な義務を課しており、国旗国歌法の「法律の範囲内」（憲法第94条）とはいえず違憲・違法である旨主張している。しかしながら、上記アで引用した最高裁判決を踏まえれば、卒業式における起立斉唱行為は、これらの式典における慣例上の儀礼的な所作としての性質を有するにすぎないものである。

(2) 懲戒事由該当性について

本件では、山本校長が請求者に対し、平成27年3月12日に行われた当該校の卒業式において、国歌斉唱時に起立して斉唱するよう職務命令を事前に発しているところ、請求者はこれに従わなかったと認められ、また、市国旗国歌条例は、市立学校の行事において行われる国歌の斉唱について教職員に起立により斉唱を行うよう規定していることから、本件行為は当該条例にも反するものであり、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務を定めた地公法第32条に反すると認められる。

加えて、本件行為の性質、態様は、生徒、保護者等の出席する重要な学校行事である卒業式において行われた教職員による職務命令違反及び条例違反であり、本件行為の結果、学校の儀式的行事としての式典の秩序や雰囲気等を一定程度損なう作用をもたらすものであって、それにより卒業式に参列する生徒への影響も伴うことは否定し難いと言わざるを得ず、また、

保護者等への影響も考慮すると、本件行為は信用失墜行為の禁止を定めている地公法第 33 条に反すると認められる。

したがって、本件行為は懲戒処分事由が定められている地公法第 29 条第 1 項各号に該当する行為と認められる。

2 処分者が請求者を懲戒戒告処分としたことの相当性について

(1) 本件処分の裁量権の逸脱又は濫用の有無について

公務員に対する懲戒処分について、処分者は、地公法に定められた懲戒事由に該当すると認められる行為の原因、動機、性質、態様、結果、影響等のほか、その行為の前後における態度、選択する処分が他の公務員及び社会に与える影響等、諸般の事情を考慮して、懲戒処分をすべきかどうか、また、懲戒処分をする場合にいかなる処分を選択すべきかを決定する裁量権を有していると解すべきである。

もとより、この裁量が恣意にわたることを得ないものであることは当然であるが、懲戒処分が社会通念上著しく妥当を欠くと認められる場合でない限り、裁量権の範囲内にあるものとして違法とはならないと解すべきである。また、裁量権の行使が違法の程度に至らない場合であっても、懲戒制度の目的、処分の程度その他の諸般の事情に照らし社会通念上妥当を欠くと認められる場合には、裁量権の逸脱、濫用があるものとして不当な処分となる場合があると解すべきである。

以上を前提として、本件処分が妥当であるか否かについて検討する。

請求者は、大阪市においては、市国旗国歌条例と職員基本条例が存在するため、教職員が卒業式等で国歌斉唱時に起立斉唱することを命ずる職務命令に違反したことを理由とする戒告処分が違法であるとはいえないとされた最高裁判決（平成 24 年 1 月 16 日第一小法廷判決）等と比較して、戒告がより重い処分である旨主張している。しかしながら、職員基本条例において、職務命令違反行為により公務の運営に支障を生じさせた職員の処分の標準例を減給又は戒告としていることや、上記の最高裁も戒告処分を違法であるとはいえないと判示していること、市国旗国歌条例が施行され、起立斉唱にかかる指導や職務命令がなされていること等、諸般の事情を総

を定めて
29条第
れた懲戒
果、影響
務員及び
どうか、
する裁量
とは当然
場合でな
すべきで
も、懲戒
妥当を欠
不当な処
する。
が存在す
ずる職務
ないとさ
して、戒
本条例に
職員の処
告処分を
行され、
事情を総

合的に考慮すると、処分者が懲戒処分の中で最も軽い戒告処分としたことは、社会通念上妥当を欠くとは言えず、処分者に裁量権の逸脱、濫用があったとは認められない。

また、請求者は、職員基本条例が、同内容の職務命令違反行為の累計が3回となった場合、当該職員を分限免職することができることを定めることから、将来的な免職まで3分の1に相当するので、本件処分は懲戒処分としては重く、最高裁が過去に判断した事例とは状況が異なる旨主張している。しかしながら、かかる規定は、職務命令違反行為を繰り返す職員に意識の改善があると認められるまでの間、指導・研修を実施していても、同内容の職務命令違反行為の累計が3回となった場合、当該職員に対して分限免職処分を行うことができるということを規定したものであり、必ずしも分限免職処分を行うことを規定したのではないこと、また、仮に分限免職処分を行うにしても、その決定に当たっては人事監察委員会の意見を聴かなければならないとされていることから、公正性・妥当性が確保されうるものと解する。したがって、職員基本条例にかかる規定があることをもって、直ちに本件処分が裁量権を逸脱するものとは言えない。

(2) 本件処分に至る手続の違法性の有無について

市教委事務局の処分案の策定について、請求者は、市教委事務局が請求者の主張する教育現場の問題の存否等の調査を行わず、理由不明で、請求者の主張を斟酌することなく処分を行っているため、裁量を逸脱したもので違法である旨主張している。しかしながら、請求者は処分案の策定について裁量を逸脱したものであると認めるに足りる具体的な主張立証をしておらず、請求者の主張を採用することはできない。

また、分限懲戒部会について、請求者は、会議録（甲第1号証及び乙第10号証）は存在するが、議題に対して、いかなる議論があり、いかなる議事がなされたのか記載がなく、事務局案を説明したかどうか、同会議の開催の有無についても疑問の余地があり、処分者が法令上の手続きに則り請求者の処分を行っていない旨主張している。しかしながら、会議録には「検討を行った」との記載があり審議が行われた事実は認められることから、会議録に詳細な記載がないことをもって、同部会で十分な審理が行われて

いないとまでは言えない。

さらに、教育委員会会議について、請求者は、分限懲戒部会において、本件処分案について十分な討議が行われておらず、同部会が開催されたのかも疑わしい状況であることから、教育委員会会議でも十分な審理が行われたとは言えない旨主張している。しかしながら、上記のとおり、同部会の審理が不十分であるとは認められないため、請求者の主張は認められない。

加えて、弁明の機会について、請求者は、上申書を提出しているが、教育の本質的問題等について請求者から直接口頭で事情聴取を行い、弁明を行う機会を与え、質疑応答にも応じる手続きが必要である旨主張している。しかしながら、行政手続法（平成5年法律第88号）の規定により、公務員の身分に関してされる処分については聴聞又は弁明の機会の付与の手續が適用されないことや、地公法においても懲戒処分に関して事前手續を保障した規定は存在しないこと、また、処分者は、平成27年3月16日の事情聴取の際に請求者に対し、その場が弁明の場であることを述べていることから、処分の効力に影響を及ぼすような手續上の瑕疵があったと認めることはできない。

したがって、本件処分に至る手續に関しては、違法であると認めることはできない。

第5 結論

以上のとおり、本件処分を違法、不当として取り消すべき理由は認められない。

よって、地公法第50条第3項及び不利益処分の審査に関する規則（昭和26年大阪市人事委員会規則第4号）第12条第1項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

令和2年6月22日

大阪市人事委員会

委員長 西村捷三 印

委員 阪井千鶴子 印

委員 能村盛隆 印

本書は正本である。

令和2年6月22日

大阪市人事委員会

委員長 西村 捷三

